

12月定例会で議決された議案の概要

12月定例会に上程され審議されました「平成25年度一般会計補正予算(第3号)」ほか61件の議案のうち、主な内容をお知らせします。

消費税法等の一部改正により、公の施設の使用料等を改正する議案

○議案第73号、議案第77号、議案第80号～第95号、議案第97号～第99号、議案第102号(22件)

消費税法等の一部改正は・・・

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、平成26年4月1日から消費税率が、現行の5%から8%に引き上げられます。

鈴鹿市では、この消費税法等の改正を受け、公の施設の各種使用料や水道、下水道料金等を一部改正します。

今回改正される主なものは、男女共同参画センター・市立公民館・ふれあいセンター・佐佐木信綱記念館・各種運動施設・市民会館・文化会館・斎苑・農村環境改善センター・労働福祉会館・伝統産業会館ほかの使用料や、農業集落排水処理施設の使用料、一定規模以上の建築物に関する構造計算適合性判定手数料、一般廃棄物の処理手数料、道路・河川占用料、有料自転車駐車場の駐車料金などです。

公の施設の指定管理者を指定する議案

○議案第111号～議案第125号(15件)

指定管理者制度とは・・・

公の施設の管理者について、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度です。

この制度は、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とすることとして、平成15年の地方自治法の改正により施行されています。

今回の議案による指定管理期間は平成26年度から平成29年度となり、平成18年度施行から数えて3回目の更新になります。

指定対象となる主な施設は、市立体育館や武道館、石垣池公園野球場をはじめとする各スポーツ施設(今回は1つの事業体が一括して指定管理者となります)、河川防災センター、鈴鹿川河川緑地内の各スポーツ施設、白子・神戸・合川・牧田のコミュニティセンター、佐佐木信綱記念館等の文化施設、伝統産業会館等の産業施設、療育センター等の福祉施設等、40施設です。



今回新たに指定管理者の管理となる
佐佐木信綱記念館